

学習障害

(4) 学習障害 (LD) のある子供に応じた指導・支援

① 通常の学級における配慮

LDのある子供が学校生活において、その多くの時間を費やすのは通常の学級です。したがって、通常の学級においていかに安心して過ごせるかが重要になります。そこで、得意な面や努力している面を見つけて積極的に評価したり、活躍できる場면을意図的に取り込んで、自信が得られる機会をつくったりします。そのためには、子供の学習面での苦手なことや偏りについて理解し、苦手なことをたくさん要求したり、みんなと同じ水準を要求したりするのではなく、その子供の努力や達成を認め、励ましていくことが大切です。

認知特性に配慮した指導では、LDのある子供の中には、見て理解すること（視覚的に情報を処理すること）は得意でも、聞いて理解すること（聴覚的に情報を処理すること）が苦手な子もいれば、その逆の傾向を示す子もいます。視覚的な情報を処理することが得意な子供は、言葉による説明だけでなく、絵や実物、実演（モデル）を提示することで理解が促される場合があります。逆に聴覚的な情報を処理することが得意な子供は、絵や図などだけでなく、言葉によって説明を加えると理解しやすくなる場合もあります。

さらには、一つ一つ継次的に情報を提示した方が分かりやすい子供もいれば、全体像を把握しやすいよう同時的に情報提示した方が分かりやすい子供もいます。

こうした子供の認知特性は、日頃の様子をよく観察すること、さらには心理アセスメント等の結果から知ることができます。子供がどのようなタイプか、どのようなやり方を得意とするかを把握し、学習のつまずきが見られた際には、その子の認知特性に合わせた方法を工夫しながら提示してみる必要があります。

指導形態についても工夫が必要です。集団だけでなく、小集団、ペア、個別等、柔軟な形態で指導を行う必要があります。特に著しい学習の困難が見られる場合には、個別指導の時間を確保する必要もあります。

通常の学級における配慮として、今後ますます求められるものとしては、代替手段の適用が挙げられます。LDのように、学習面でのつまずきの背景に内在的な要因がある場合、場合によっては代替手段で児童生徒のつまずきを補償することも重要です。例えば、書字に困難をもつ子供にはワープロ機能をもつ機器を導入するなどが考えられます。

学習面のつまずきに対応する場合、まずはその子供がどうしてつまずいているのか（つまずきの要因）についての的確に把握すると同時に、つまずいている領域（課題）にとって必要な力とは何か等を分析することも重要です。こうした多角的な情報の分析、アセス

メントが専門的指導には不可欠です。

次に、通常の学級における配慮の具体例を示します。

まずは、「指示の伝え方」についてです。本筋に入る前に、まず注目させてから短くポイントを絞って指示をし、そのポイントを板書するようにします。聞き取りが苦手な児童生徒には、クラス全体への指示の後、個別にもう一度指示を伝えます。さらに、伝えたことを理解したかどうか確認したり、他の子供の行動を見せたりして確実に伝えます。

「課題の出し方」については、例えば、書くことの苦手な子供への対応として、学習プリントやワークシートは、本人と相談の上、一定の大きさのマス目のあるものを用意します。また、消しゴムで消したときに破れにくい紙を使います。言葉だけではイメージがつかみにくい子供へは、図や絵や写真など、言葉以外に視覚的な手がかりを提示するようにします。また、読むことの苦手な子供へは、漢字にふり仮名をふったり、文字の位置を指で押さえながら読んだり、読んでいる行だけが見えるカバーシートを使うなどします。さらに、文字を拡大したり、分かち書きしたプリントを用意したりすることも考えられます。これらのことは保護者と共通理解し、家庭と連携して行うことが大切です。

こうしたつまずきに応じた支援を行う際、学年でのティーム・ティーチングや少人数学習等を活かした支援を設定することもあります。授業前に、担任とティーム・ティーチングや少人数の担当教員が、支援を必要とする子供の対応について必要な打合せをしておくことが有効な支援を行う上で重要です。

② 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍する LD のある子供のうち、これらの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とする特別な指導が必要とされる場合は、通級による指導を行うことも考えられます。通級による指導は、特別な教育課程の編成により行われます。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする「自立活動」が中心となりますが、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

ア 自立活動の指導

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。新しい学習指導要領では、社会の変化や児童生徒の障害の重度・重複化、自閉症、LD、ADHD 等も含む多様な障害に応じた適切な指導を充実させるため、必要な項目を追加・修正するとともに、新たな区分として「人間関係の形成」が設けられています。

自立活動の指導内容は、各教科のように学習指導要領に示された内容がすべての子供に対して指導すべき内容を示した基準であるのとは異なり、具体的な指導内容を自立活動の項目ごとにそのまま設定することを意味してはいません。区分ごとに示された内容の中か

ら、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて具体的な内容を設定することになります。

イ 通級による指導の担当者の役割

通級による指導における担当者の役割は、LD、ADHD等の障害種別にかかわらず、多くの時間を通常の学級で過ごす発達障害のある児童生徒への支援という観点から共通する部分も多いといえます。以下に挙げた内容は、校内支援体制の一員として、また指導者として、おさえておくことが重要です。

(ア) 児童生徒を支援する校内リソースの担当者としての役割

a) 担任からの相談への対応

通級による指導の担当者は、担任から相談があった場合には、まず話を聞き、つまずきや困難の状況を一緒に整理していきます。その際、一面的な視点からだけで整理することがないように留意が必要です。相談内容から状況をつかむことができ、助言をする場合には、その担任の理解の範囲を見極めながら担任の実行できる内容を助言していくようにします。

特別支援教育の担当者として児童生徒の状態について理解と解釈を求められたときには、授業参観を行ったり、児童生徒と接したりして、多角的な視点から児童生徒の情報を収集し、総合的な解釈になるよう心がけます。また、組織的な援助やかかわりを視野に入れて説明することも大切です。

b) 学年会での支援の在り方の検討

通級による指導の担当者は、特別支援教育の担当者としての専門性を活かして、情報収集を行いと問題の発見に協力するようにします。

学年会などでの情報交換の中から状態の把握が必要とされた児童生徒については、集会時や学校行事などでの行動観察や、授業中や生活場面での学習や行動の特徴から、総合的に考えて実態把握をしていきます。学年会等では、その児童生徒の緊急課題の見極めや言動についての解釈、支援の仕方や具体的な配慮の仕方、教材の提供等について助言する、学年としての共通理解について話し合いを進めていくなどの役割を担います。

c) 児童生徒へ直接、支援をする場合の留意点

通級による指導の担当者が、通常の学級における学習活動の中で支援する場合は、あくまでも担任の指導内容やねらいに沿うように、事前に話し合いをもつことが重要です。

通常の学級での実際の指導場面では、周囲の児童生徒の動向にも気を配り、支援する児童生徒に個別にかかわり過ぎることで、その児童生徒に差別感や孤立感、差恥心などが生まれやすいように十分に配慮することが大切です。選択教科、総合的な学習の時間などの指導の場合も同様です。また、学校行事や学年行事等では、組織の一員として動きつつ、担任との連携の下でさりげなく支援することが重要です。

(イ) 担任からの依頼で行う個別指導や少人数指導

通級による指導の担当者が、担任からの依頼で個別の指導を行う場合には、担任の意向だけでなく、児童生徒本人の意見もよく聞き、支援してほしいことを把握して指導内容を考えることとなります。

少人数での指導を行う場合の指導は、学級のような大きな集団ではなく、小集団という特性を活かした指導のねらいを考えることとなります。例えば、集団で学習する方法（意見の言い方等）を学ばせる、自分の苦手なことや分からないことについて自ら助けを求める（質問する等）ことができるようにする、苦手なことを補う方法を身に付ける、自分が理解したことを相手に教える（学び合い）など、ねらいを明確にして指導を行うようにします。小集団ならではの丁寧なかかわりの中で、達成感を味わわせるとともに学ぶ意欲を高めていき、最終的には大きな学級集団の中でも、少人数指導で培われたことが発揮できるようにしていきます。

また、個別の指導や少人数での指導では、児童生徒にとって精神的な支えとなるような居場所であったり、担当者が相談相手であったりすることも重要です。

（ウ） 校内委員会への協力と専門的な知識の活用

通級による指導の担当者は、学年会等での情報や担任からの相談を踏まえて、児童生徒について知り得ている情報を校内委員会へ提供する役割を担うこともあります。

校内委員会での話し合いでは、できる限り専門用語を使用せずに、児童生徒の状況を説明することが大切です。LDにおいては、認知特性の把握やそれに対応した具体的な指導方法や教材教具などの提案が重要です。これまで培ってきた特別支援教育の専門的な知識と経験を活用し、積極的に提案していくことが大切です。さらに、校内委員会で個別の指導計画の作成をする場合には、できる限り話し合いに参加して、担当者として援助できることや役割を明確にしていくことが望まれます。

（エ） 保護者への支援（教育相談等）

通級による指導の担当者が、担任からの依頼があって保護者の相談を行う場合には、あらかじめ担任から児童生徒の様子や相談内容等について情報を得ておくこと、担任との立場や役割の違いを明確にしておくことが大切です。1回の面談で一方向的に指導や助言をして終了することは、保護者に不信感や反感を抱かせることにもなり、注意が必要です。担任と相談の内容や役割分担などについて話し合いながら、保護者との信頼関係を築いていけるよう相談を継続していくことが重要です。

なお、担任とともに保護者を支援する場合には、担任への支援も視野に入れ、補助的な立場で支援することが重要です。要望があれば専門機関についての情報を提供することも大切です。

（オ） 特別支援教育コーディネーターとの連携

校内の特別支援教育コーディネーターとは、できる限り定期的な情報交換を行うように心がけ、校内事情の把握に努めることが重要です。特別支援教育コーディネーターから支援の依頼を受けた場合も、校内における特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明

確にし、効果的な支援体制が構築できるよう協力する必要があります。

通級による指導で得られた効果を、通常の学級へ還元するためにも、子供のニーズ、特性等を多角的に把握しながら、通級による指導を計画・実施していくことが重要です。それとともに、校内外との綿密な連携が不可欠になります。